

当事者の主観的 QOL と安楽死に関する研究



【千葉キャンパス】健康医療スポーツ学部 看護学科 教授

吉澤 千登勢 Yoshizawa Chitose

URL : [帝京平成大学 教員業績紹介ページ](#)



キーワード : 主観的 QOL ・ 死を選ぶ自己決定権 ・ 医師/看護職 ・ 積極的安楽死

研究の概要

SDGs 目標 3 : すべての人に健康と福祉を

[研究目的]

本研究の目的は、臨床現場の医師や看護職が「主観的 QOL」・「死を選ぶ自己決定権」・「積極的安楽死」についていかなる視座をもち、臨床現場でどのような倫理実践(意思決定支援)をしているかについて明らかにすることである。

[研究背景]

「安楽死」は、ギリシャ語で「良い死、苦しみのない安らかな死」を意味するが、「積極的安楽死」は人工的に人を死に至らしめる行為に他ならない。「積極的安楽死」の倫理的正当性は、時代や民族・文化などによりその価値判断が異なるであろうが、昨今、世界では「安楽死法(自殺幇助)」を容認する国が増えている。日本でも、2019 年に多系統萎縮症患者が「安楽死法」のあるスイスで安楽死を実行し、その患者が死を遂げるまでのプロセスが NHK の番組で放映された。刻下、日本は超高齢社会による多死社会が眼前にあり、「積極的安楽死法」に関する議論は、もはや避けては通れない現況にある。

<引用文献>

- 1) 立山龍彦: 自己決定と死ぬ権利
- 2) 児玉真美: 死の自己決定権のゆくえ～尊厳死・「無益な治療」論・臓器移植
- 3) 宮下洋一: 安楽死を遂げた日本人
- 4) 藤和彦: 「多死社会」の到来は日本に何をもたらすか

実学へのつながり・産業界や自治体へのアピールポイント・協力可能事項・協力希望事項

諸外国では、医師による自殺幇助を「尊厳死」とみなし、「積極的安楽死」と「尊厳死」を区別していない国もあるが、いずれにしても、社会の中で議論を重ね、法整備に至っている。日本でも、これまでに「東海大学安楽死事件」や「射水市民病院(人工呼吸器取り外し死亡事件)」、現在裁判中の「京都 ALS 患者: 医師による囑託殺人事件」などが発生している。多死社会を迎える今だからこそ、社会的議論を深める必要性のある「死を選ぶ自己決定権」の倫理的正当性について、現場の医師や看護職の「現状認識」、「倫理実践(意思決定支援)」を明らかにし、今後、「積極的安楽死」を検討する際の基礎資料に、また医療職の「倫理実践」の質的向上の一助にしていきたい。これにより、医療職の院内倫理研修や意思決定支援等に活用することができる。

知的財産・論文・学術発表など（詳細は右上 QR コードの教員紹介からご確認ください）

【科研費】主観的 QOL と死を選ぶ自己決定権の倫理的正当性-医師/看護職の積極的安楽死への視座

【論文】・多職種(医師, 看護師, 理学・作業療法士, 社会福祉士)倫理連携研修プログラムの開発, 地域ケアリング
・多職種(医師, 看護師, 理学・作業療法士, 社会福祉士)倫理連携研修プログラムの開発
～資格のための養成カリキュラムに焦点をあてて